

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第2条—第9条)
- 第3章 給水(第10条—第14条)
- 第4章 料金及び手数料(第15条—第19条)
- 第5章 貯水槽水道(第20条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、戸田市水道事業給水条例(以下「条例」という。)の施行について必要な事項及び手続を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 条例第5条の規定による工事の申込みをしようとする者は、新設、改造又は修繕をする場合にあっては給水装置新設・改造・修繕工事申込書(第1号様式)及び給水装置工事計画書(第2号様式)を、撤去をする場合にあっては給水装置撤去工事届出書(第3号様式)を管理者に提出しなければならない。

(分担金及び水道利用加入金の納付)

第2条の2 条例第6条第2項の分担金は、給水装置の新設及び改造のしゅん工後に納付しなければならない。

2 条例第6条第3項の水道利用加入金は、特定住宅の認定後に納付しなければならない。

(工事の施行及び検査)

第3条 管理者は、工事の内容によっては、指定給水装置工事事業者以外に工事を施行させることができる。

2 条例第7条第2項の規定により工事検査を受ける者は、給水装置工事しゅん工届(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

3 指定給水装置工事事業者は、条例第7条第2項の規定による検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

第4条 工事申込者は、工事の内容を変更し、又は工事の取消をしようとするときは、工事着手前に遅滞なく管理者に届け出なければならない。

第5条 他人の給水管より支分引用しようとする者は、第2条の申込書に本管所有者の承諾を得なければならない。

第6条 支分引用者のある本管所有者が給水装置の撤去工事をしようとするときは、これを支分引用者に通知しなければならない。

2 支分引用者が前項の通知を受けたときは、遅滞なくその給水装置の改造又は本管取得の手続きをしなければならない。

第7条 市の施行による給水装置の工事しゅん工後180日以内にその給水装置が破損したときは、市の費用をもってこれを補修する。ただし、使用者の故意又は過失によると認めるときは、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第8条 条例第8条に規定する工事費の算出方法は、当該工事に要する実際の経費を基準として毎事業年度の初めに管理者が定めるところによる。ただし、年度の途中において著しく経費に変動が生じた場合は、改定することができる。

(給水装置の変更等の工事)

第9条 条例第11条に規定する給水装置に変更を加える工事につき、給水装置所有者の同意がなくても施行することができる工事は、配水管の移転に基づく給水管の接続替えのほか、管理者において、その必要を認めたものに限るものとする。この工事費用については、市負担とする。

第3章 給水

(届出の義務者)

第10条 条例第13条、第14条、第15条及び第18条の各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用開始又は休止をするときは、水道使用開始・休止(精算)届出書(第5号様式)により所有者若しくは所有者総代人又は使用者若しくは使用者総代人
- (2) 用途を変更するときは、給水用途変更申請書(第6号様式)により使用者
- (3) 消防演習に消火栓を使用するときは、使用者
- (4) 使用者に変更があったときは、所有者又は旧使用者
- (5) 所有者に変更があったときは、給水装置所有者名義人変更届(第7号様式)により新所有者又は旧所有者
- (6) 消防用として水道を使用したときは、消火栓使用届(第8号様式)により消防長
- (7) 総代人に変更があったときは、所有者総代人又は新使用者総代人若しくは旧使用者総代人
- (8) 共用栓の使用世帯数が異動したときは、使用者総代人
- (9) 給水装置の本管の名義を変更したときは、給水装置本管名義変更届(第9号様式)により新本管所有者又は旧本管所有者
- (10) 代理人を選定したときは、給水装置所有者代理人届(第10号様式)により所有者
- (11) 代理人の住所又は氏名を変更したときは、給水装置所有者代理人名義変更届(第11号様式)により新所有者代理人又は旧所有者代理人
(メーター)

第11条 条例第16条第1項ただし書に規定する必要がないと認めるときは、次のとおりである。

- (1) 公衆用水
- (2) 防火用水

第12条 条例第17条第1項に規定する水道使用者等はメーターを清潔に保管し、装置の場所には、計量又は修理に支障を来すような工作物を設けたり、又は物件を置いてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反する事実を発見した場合は、水道使用者等に対して装置の場所を原状に回復させ、又は必要に応じ装置の場所を変更させることができる。

(標識)

第13条 水道使用者の門戸には、市の定める標識(第12号様式)を掲げなければならない。

(修繕費用を徴収しない場合)

第14条 条例第20条第2項に規定する修繕費用を徴収しない場合は、次のとおりである。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者が属する世帯において管理者が必要と認めたもの
- (2) その他管理者が必要と認めたもの

第4章 料金及び手数料

(料金算定の定例日)

第15条 条例第24条の規定による定例日は、毎月1日から25日までの間とする。

(特殊な場合の料金の徴収方法)

第16条 1戸又は1箇所に2個以上の給水管を敷設した時の料金は、給水管ごとにこれを徴収する。

(使用料調定後算定標準異動の場合)

第17条 使用料調定後、使用料の算定標準に異動があった場合は、翌月分の使用料で精算する。

(使用水量の認定)

第18条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、前2月間における使用水量その他の事実を斟酌して算定し、これによりがたいときは、見積量による。

(手数料)

第19条 条例第30条第7号及び第8号に規定する手数料は、証明書1枚をもって1件とする。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第20条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

1 この規則は、戸田市上水道給水条例施行の日からこれを適用する。

- 2 戸田市給水条例施行細則(昭和30年細則第25号)は、廃止する。
 - 附 則(昭和43年規則第10号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和48年規則第9号)
この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
 - 附 則(昭和49年規則第21号)
この規則は、昭和49年5月17日から施行する。
 - 附 則(昭和50年規則第23号)
この規則は、昭和50年11月1日から施行する。
 - 附 則(昭和62年規則第8号)
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成元年規則第4号)
この規則は、平成元年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成3年規則第4号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現になされている申請等の手続は、この規則に基づいてなされた手続とみなす。
 - 附 則(平成4年規則第14号)
この規則は、平成4年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成8年規則第8号)
この規則は、平成8年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成10年規則第8号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、現になされている申請等の手続は、この規則に基づいてなされた手続とみなす。
 - 附 則(平成13年規則第13号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成14年規則第2号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則の規定による様式で、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。この場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができるものとする。
 - 附 則(平成14年規則第52号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成16年規則第17号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和元年規則第16号)
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第1号様式(第2条関係)

課長	主幹	副主幹	審査	受付

新設
給水装置 改造 工事申込書
修繕

年 月 日

(あて先)
戸田市長

収受	第	号	住所..... フリガナ 申込者 氏名..... 電話番号.....()
	年	月 日	
水栓	専	用
	第	号	

引用場所	戸田市		
フリガナ 使用者氏名	用途

上記のとおり給水装置工事計画書を添えて工事施行を申し込みます。

承 諾 書

年 月 日

本管所有者
住所
氏名



上記の給水装置工事施行につき私所有の給水本管専用栓第 号よりの支分引
用を承諾します。

委 任 状

年 月 日

委任者氏名




上記の給水装置工事及び申請に関する一切を 委任します。

第2号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

(表)
給水装置工事計画書

				専用栓	第	号
収受	年月日	第	号	量水器口径	mm	
給水装置所有者住所				所有者氏名		
引用場所 戸田市				使用者氏名		
穿孔	分岐	専用栓第	号より分岐	着手	年月日	課長
使用材料				しゅん工 予定	年月日	
区分 品名	口径	単位	数量	摘要		主幹
						副主幹
						審査
						受付
				N 案内図 		
上記の工事を水道法施行令第4条の規定を満たす材料を使用して施行したいので審査のうえ承認願います。						
委任代理人 施行者			給水装置工事 主任技術者		㊟	

(裏)

A large grid of graph paper, consisting of 20 columns and 30 rows. The grid is formed by solid lines, with a set of dashed lines running parallel to the solid lines, creating a double-line grid structure. The grid is centered on the page.

第3号様式(第2条関係)

第3号様式(第2条関係)

給水装置撤去工事届出書

年 月 日

(あて先)
戸田市長

住 所
所有者
氏 名 ㊟

下記のとおり給水装置の撤去工事を届出します。
尚、支分引用者には給水本管撤去の旨を通知しました。

記

水 栓 所 在 地	戸田市				
栓 種 番 号	栓 第 号				
給水装置所有者					
撤 去 年 月 日	年 月 日				
口 径		メーター番号		指 針	
撤 去 理 由					
精算料金請求先					
施行工事店名	㊟				

[第4号様式\(第3条関係\)](#)

(裏)

第5号様式(第10条関係)

第5号様式(第10条関係)

水道使用開始・中止(精算)届出書

申請者	本人・妻・大家・管理会社 会社・その他()	氏名		〒 - TEL(- -)	連絡 電話 訪問 窓口 FAX
水栓番号		上下区分		隔月区分	検針区
水栓所在地				方書	
口径	mm	メーター番号		有効期限	開始指針
最新検針日		最新指針		メーター位置	m ³
使用者	フリガナ 氏名			未納 情報	未納件数 件 未納金額 円
	住所		電話		

【開始】								受付者
使用開始日	年 月 日	納入方法	納付書・口座継続	前水栓番号		口座番号	- - 番・当	
使用氏名	フリガナ	使用者住所		〒 - TEL(- -)				開始入力
前住所				住民コード				
【中止】								精算入力
精算日	年 月 日	異動日	年 月 日	納入方法	納付書・口座・現地精算		年 月 日 時～ 時まで	
請求先住所				〒 - TEL(- -)	請求先氏名			確認
休止時指針	- - m ³	未納分	送る・送らない	備考				
休止方法	丙止め・乙止め・止めない							

第6号様式(第10条関係)

第6号様式(第10条関係)

給水用途変更申請書

年 月 日

(あて先)
戸田市長

住 所

氏 名



下記の理由により用途変更したいので申請します。

記

水 栓 所 在 地	戸田市
栓 種 番 号	専用栓 第 号
給水装置使用者	
使 用 者 職 業	
旧 用 途	1 家事用 2 業務用
新 用 途	1 家事用 2 業務用
用途変更の理由	

[第7号様式\(第10条関係\)](#)

第7号様式(第10条関係)

給水装置所有者名義変更届

年 月 日

(あて先)
戸田市長

住 所
旧所有者 氏 名 印
電 話

住 所
新所有者 氏 名 印
電 話

下記の理由により給水装置所有名義を変更したので届出します。

記

水 栓 所 在 地	戸田市
栓 種 番 号	専用栓 第 号
旧 所 有 者	
新 所 有 者	
名義変更の理由	1 売買 2 相続 3 贈与
変 更 年 月 日	年 月 日

[第8号様式\(第10条関係\)](#)

第8号様式(第10条関係)

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

(あて先)
戸田市長

戸田市消防長



下記のとおり消火栓を使用したので届出します。

記

使 用 場 所	戸田市
消 火 栓 番 号	第 号
使 用 日 時	年 月 日 自午 時 分 至午 時 分
出 火 場 所	戸田市
建 物 名 称	

[第9号様式\(第10条関係\)](#)

第9号様式(第10条関係)

給水装置本管名義変更届

年 月 日

(あて先)
戸田市長

住 所
旧本管所有者 氏 名 印
電 話

住 所
新本管所有者 氏 名 印
電 話

下記の理由により給水装置本管名義変更をしたので届出します。

記

水 栓 所 在 地	戸田市
栓 種 番 号	専用栓 第 号
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

[第10号様式\(第10条関係\)](#)

第10号様式(第10条関係)

給水装置所有者代理人届

年 月 日

(あて先)
戸田市長

住所
給水装置所有者
氏名

戸田市水道事業給水条例の定める水道に関する一切の事項を処理させるため、下記のとおり代理人を選定したので届出します。

記

引用場所	戸田市
水栓番号	専用栓 第 号
住所 代理人 氏名	<input type="text"/>

[第11号様式\(第10条関係\)](#)

第11号様式(第10条関係)

給水装置所有者代理人名義変更届

年 月 日

(あて先)
戸田市長

旧所有者代理人	住 所 氏 名 電 話	印
新所有者代理人	住 所 氏 名 電 話	印

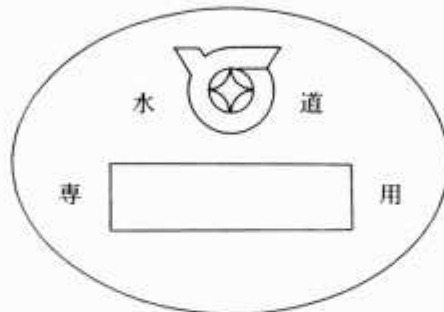
下記の理由により給水装置所有者代理人を変更したので届出します。

記

水 栓 所 在 地	戸田市
栓 種 番 号	専用栓 第 号
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

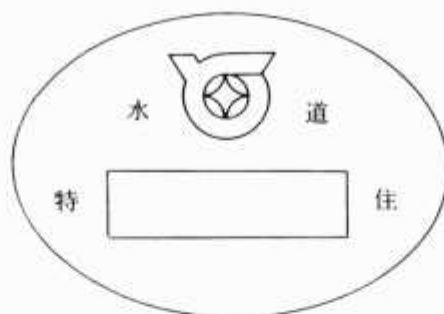
[第12号様式\(第13条関係\)](#)

第12号様式(第13条関係)
(給水装置用)



横	6.0センチメートル
縦	4.2センチメートル
地	青色
番号数字	赤色
文字及び徽章	白色

(特定住宅用)



横	6.0センチメートル
縦	4.2センチメートル
地	白色
徽章	赤色
文字	青色
番号数字	赤色